

会議録

会議の名称	令和3年度 西東京市青少年問題協議会 第1回
開催日時	令和3年8月16日(月) 午後2時30分から午後3時25分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 503会議室
出席者	委員：住田副会長、石井委員、今井委員、大竹委員、川合委員、幸委員、中川委員、西原委員、山崎委員 事務局：子育て支援課長 岡田、児童青少年課長 後藤、子育て支援課調整係 栗林、八巻 欠席者：鈴木委員、高田委員、東山委員、平見委員、山田委員
議題	1 協議事項 第10期西東京市青少年問題協議会活動報告書について 2 その他
会議資料の名称	会議次第 資料1 西東京市青少年問題協議会委員名簿 資料2 第10期西東京市青少年問題協議会活動報告書(案)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>◆西東京市青少年問題協議会の運営等に係る説明</p> <p>◆前回会議録の承認</p> <p>1 協議事項 第10期西東京市青少年問題協議会活動報告書について</p> <p>○座長： 事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 第10期協議会の活動報告書は、活動テーマである「子どもたちが直面しているSNSの現状について」第9期の活動を含め、これまでの取組のまとめを掲載したいと考え、事務局で案を作成している。本来は委員の皆様が執筆いただくが、会議開催等が限られており、今回はこのようなかたちを取っていること、ご了承ください。 報告書(案)については、皆様で内容の確認をしていただき、ご意見があれば8月30日(月)までに意見をいただきたい。その後、報告書に内容を反映し、再度皆様にご確認いただく方法で作成したい。最終的には、10月中旬頃に確定し、座長及び部会長から市長にご報告いただくことを予定している。</p> <p>○座長： 報告書(案)について、意見があれば個別に事務局に連絡をすればよいか。</p> <p>○事務局： はい。メールや電話等でご意見をいただきたい。</p>	

○座長：

承知した。ご意見があれば、8月30日（月）までに事務局に連絡をお願いする。
また、本日ご意見があれば伺っておきたい。

○A委員：

人権擁護委員の会としては、コロナの感染拡大防止のため、人権相談自体を中止している。一度、広い部屋を用意してもらい実施したが、相談したい方はどうしても近寄って話をする。また、窓を開けて換気をしなければならないが、相談の特性上気になる方が多い。法務省からは無理のない範囲でと話があった。相談に来た方に感染症を広めてはいけない、という考え方である。

現在は、個人の相談は行っていないが、人権教室という学校向けの取組を行っている。

○B委員：

第10期の活動について、よくまとめていただいたと思う。

コロナの影響で、急速に小中学生にタブレットが配布された。議論していたときのSNSの問題意識と、いまはかなり状況が違っていると思う。教育委員会は、正しく使えるようにSNSと付き合わせていくと話されているが、親御さんとしては、また違う意味の不安があるようだ。

○座長：

B委員は、主任児童委員だけでなく保護司としても活動しているが、何か変化したことはあるか。

○B委員：

社会を明るくする運動では、コロナ禍であいさつ運動ができない状況にあった。そのため、子どもたちと距離ができていのかと思うところはある。

また、保護司としての個人面談は、コロナ禍でも変わらずに実施している。法務省からは無理のない範囲でということに任せられている。

○C委員：

報告書（案）を見て気になった点、感じたことについて話したい。13頁【SNS、インターネットの問題・利用について】の2つ目の中点、「例えば、家庭環境が悪い、学校でいじめられているなどの状況にあると特にそうなるかもしれない。」というところ。また、一番下の中点「教育委員会では、今はもうなくてはならないツールなので、」のところ、今はGIGAスクールの取組で一人一台タブレット端末を持っているので、実際にそうである。

同じく13頁【家庭でのSNSルールについて】の2つ目の中点、インターネットのルールの話で「『特に約束していることはない』という子が30%台であった。」。また、14頁中段「もしかしたら保護者のゲームに関しての時間の管理なのかと思った。」。そして、次の中点では、「SNSについても、子どもではなくて、大人がどう関わっていくかということが難しいのかなと思う。」というまとめが入っていた。そのとおり

だなど思う。

インターネットで知り合った人と結婚したという話は、10年も前からある。今回GIGAスクールにより、子どもたちが持っていて、それが当たり前。当たり前のところをどう支えるのかということになってくると思う。

内閣府の令和2年7月作成の「子供・若者の意識に関する調査」では、自分の親（保護者）から愛されていると思うと答えた子どもは73%くらい。つまり、27%程の子どもは自分が愛されていないと考えている。また、家ですら居場所がないと思っている子は2割程度いる。では、インターネット空間を居場所と感じている子がいるかと思うとそうでもない。地域の人との関わり方で「困ったときは助けてくれる」と思う人は27%程しかいないということが結果として出ている。

池澤市長の所信表明で、子どもをど真ん中に、学校・地域を核にして、そこにつながりをつくっていきこうという話もされていた。西東京市は、生きる支援推進計画もつくっているし、ほっとルーム、児童館・児童センター、学童クラブなど、多くの施策をやっている。多くの方がこの情報や全体像がみえない、アクセスできないというところが問題かなというのが、報告書を読んで思うところである。

できれば次の期では、SNSとかそういうことにこだわらないで、どうやって子どもたちの育ちを支えるのか。というところを食い込めるといいのかなと感じた。

○D委員

SNSのこともそうだが、どうやって子どもたちを守り育てていくかということが、とても難しい。SNSについても、親世代からしてもうすでに間違っているところがあって、そこから子どもたちに波及していくことがある。意識を高く、子どもたちを監督している親御さんは、その都度、対応をしていくが、そうでないところと温度差があり、難しさを感じている。

SNSの使い方だけでなく、子どもたちに直接話をしてあげられる環境というのが、一番大切なことなのかなと思っている。

○E委員

今の子どもは、SNSやタブレット端末などの環境が、周りも含めて当たり前にある。また、今は、学校を通して全員がタブレットを持っていて、共通にモラルなどを教えてもらうことによって、少し環境が変わってくるというふうに思っている。

今の若い人たちは、小さい頃から子どもたちに、一緒に携帯を覗きながら、こういう使い方が正しいとやってきたから、そんなに問題はないけれども、小学6年生とか、中学校になってからだと、自我の目覚めというか、そういうことで親が関われないところがあるのかなという話をしたと思う。

当たりの環境になる中で、みんながルールを守っていくにはどうしたらいいのか。西東京市は、子どもに対して力を入れていると思う。それを大人、一般の人に落とし込んでいく、情報を得る手段が理解されていないのかなと思う。

○F委員：

SNSというと、安全面とか事件のこととかがよく議論されるかと思う。GIGAスクールで小学1年生から中学3年生まで端末を持っていてメディアリテラシーのところはどうなのかなと気にしている。最近話題になった生活保護の方への発言があった。言論の

自由だとは言っても、憲法25条で保障されている人権の問題になるし、生活保護受給世帯のお子さんもいて、すごく傷ついていると思う。影響力が強い人の発言により、影響されてしまう人もいると思うので、小学生がメディアに対して正しく判断できるかどうかというのは、難しい問題。メディアリテラシーを学んでほしいと感じている。

○G委員：

自分には、小学校、中学校の子どもがいる。SNSのことでいうと、小学校の子どもは、LINEのことだったり、switchのゲームのフォートナイトだったり。switchにマイクを差すと、それだけで友だちと会話ができる楽しいゲームができる。楽しい分、トラブルも多かったりして、それが常に保護者会でも話題になるくらいである。

中学生も、全員ではないがクラスでLINEグループをつくって、もめごとが起こったりなど聞くので、身近な問題だと思っている。

学校訪問に行ったときは、タブレットを子どもたちが上手に使いこなしているのを見て、飲み込みが早いことにすごいなと感心した。

あと、保護者としてもルールを作りましょうとか、フィルタリングをかけましょうとか、やっているかどうかは別であるが、理解している人はきっと多いと思う。

子どもが使う以上に親はついていけないよね、という言葉では済まされなくなってきていると思うので、どのように子どもと接していったらいいのか、自分が学んでいったらいいのかということに、悩んでいる方は多いと思う。

最後に、報告書を読んでみて、たくさんの方が意見を出されていて、議論をしてくれているんだなということが分かった。保護者やそれ以外の方も見られる機会があるといいなと思った。

○H委員：

SNSについて、親御さんが思うよりも、危ない使い方を少年たちはしている。少年たちが悪いというか、一言でいうと、想像力の欠如が一番大きいと思う。こういうことを言ったら社会的にどんな反響があるのか、また、こういう行動をしたらどうなるのか。あまりイメージされていないため、安易に使っているといえる。

振り込め詐欺の犯人で青少年を逮捕している事例がある。いずれも振り込め詐欺の犯人として働くことは承知の上で、SNSでの募集に自分から応募している。お金がないから簡単に稼げるところに、ということである。また、よく聞く出会い系的な使い方をして、相手に会いに行くという事例。法律上は被害児童ということになるが、意外と青少年の方から積極的に会いたい、家に行きたいと働きかけた結果で、親御さんから相談が来るということになる。

家出の事例だと、通常、友だち、学校、公園とか近隣の盛り場を探すか、実際には、ゲームのアプリで知り合った近隣の相手の家に家出していたというものがある。

SNSを使って、その結果どうなるかということ、想像力を育てていくようなことを、我々はしていった方がいいのかなと思っている。

○座長：

皆さんから色々な話を聞くことができた。

ここは、青少年問題協議会という協議をする場。では、実行するのはどこかということ、参加している皆さんの団体に取り組んでいただきたいと思っている。皆さんの団体

に持ち帰って、協力して取り組んでいただきたい。

法務省では社会を明るくする運動を実施している。そこに協力して、社明実施委員会として取り組んでいくのも一つの方法である。

ぜひ、自分の地元に戻って、地元からまず自分たちで手を付けていただきたいというのが、私の希望である。

○E委員：

深夜徘徊や何日も家出している子どもがいるのに、親が無関心になっている状況がある。こういう時代になって、大学もリモートで、LINEも無料なので、子どもたちがとにかく一晩中話をしている。そうして生活のリズムが崩れている。親が何と言おうが、言うことなんか聞かない。

昔、私たちが育ったときは、親がダメ、先生がダメと言ったら言うことを聞くし、お巡りさんも怖いという時代だった。今の子どもはどうして、大人の言うことが聞けないのかなど。いい子も沢山いるが、親の言うことが聞けない子が増えているのはどうしてなのか。

○座長：

保護司を30年やった経験からいうと、やはり家庭なのではないかと思う。親がしっかりみて、注意できればそうはならない。私は、保護司はその役割も担っていると思う。愛情を持って、向き合っていくことが必要と思う。

○H委員：

やってはいけないこと、社会のルールというものがあって、超えてはいけないところがあるということが、きちんと躰けられていない子は、犯罪にいくまでがすごく軽い。例えば、オートバイに乗りたい、でも自分は中学生で免許も取れない。じゃあ盗むしかない。そして、その辺のバイクを簡単に盗んでしまう。それも1人じゃない。2人、3人で盗んでしまう。

親でなくともいいが、社会全体として、最終的に学校でも警察でもどこでもいい。やってはいけないことはいけない。自由で個人の意見は尊重されるべきだが、踏み越えてはいけない境界線というのは必ずあって、それは守らないといけないんだよと教える機会が乏しくなっている気は少しする。

○C委員：

議論の最初のところで、昔はそうじゃなかったのに今は、という話があったと思う。そこは、時代、時代であると思う。反抗する子どもが。上手くコミュニケーションが取れないというのは、いつの時代も一定数いると思う。どの時代でも、子どもが育つのをどうやって社会が支えようか、というふうに考えることが必要と思う。

○E委員：

常々そう思いながら、子どもたちに接していることは事実ではある。でも、やはり時代が違うのかなと思うこともある。私たちの頃も、昔はこうだったよねと言われて育ってきた。

現実には子どもたちを前にして、相当感覚が違うのかなと思う。家庭環境にしても、

昔は家に帰ると親がいた。今はみんなが働いていて、という違いもやはりあると思う。子どもが寂しい思いをしているのかな、と思うことがある。

家庭でダメならば、地域が、社会が、学校がと、みんなが子どもに関わっていかないといけない。そういう意味では、学校が、子どもを大きく抱えて、教えてくださる場所なのかなと思う。

○C委員：

学校も、今非常に地域社会への協力について大きな期待をされているのも事実であるが、文科省が働き方改革であるとか、学校の仕事が本来その教員の仕事なのか、そうじゃないのかということ切り分け、補助員を付けるとか、様々なことをやるようになってきている。そうした中で、中心に学校だけを置いてしてしまうのは、危険ではないかなと思うので、ぜひ地域が協働活動とか、もしくは、学校を中心とした地域のつくり方とか、改めて言われているなかで、どうやって地域に落とし込んでいくのかということ市全体で、ぜひ考えていただきたい。

○座長：

ほかにご意見等はないか。

(意見なし)

2 その他

○座長：

事務局から何かあるか。

○事務局：

本日、案として示した活動報告書について、委員の皆様からご意見をメールなどで事務局にお寄せいただき、活動報告書として仕上げていく。内容の確定と市長への報告については、座長と専門部会長にお願いしたい。本日をもって、第10期協議会委員にお集まりいただくのは最後となる。11月には第11期を改めて迎えさせていただきたいと考えているが、よろしいか。

○座長：

承知した。本当に開催するのが難しい中で、本日協議会を実施することができて良かった。皆様も地域に帰って、青少年が健全に育っていけるように、悩みのあるご家庭に少しでも寄り添って、力を貸してあげるなど、地域での活動をよろしくお願ひしたいと思う。

以上で、第1回青少年問題協議会を終了とする。

(了)